

保健福祉課

☎ こども家庭係 (138・139)

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、加えて食料などの物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援をおこなうことを目的に、低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(児童1人当たり一律5万円)を支給します。

支給対象者	次の①②のいずれかに当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く) ① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の受給者。 ② 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象)であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。
給付金の支給手続き	① 上記【支給対象者】①に該当する方は、 申請不要 で給付金を受け取れます。(原則公務員は除く) ※対象となる方には、文書でお知らせしております。 ② 上記【支給対象者】②の方は、給付金を受け取るためには 申請が必要 になる場合があります。(例:離婚などの理由で児童手当等の受給者が変更になった方、令和5年1月1日以降収入が急変した方、令和5年度町民税(均等割)が非課税となった方など) 必要書類は、こども家庭係や、町HPから取得できます。
申請期限	令和6年3月15日(金)まで(やむを得ない場合を除く) 申請は随時受け付けます。

保健福祉課

☎ 健康増進係 (134・135)

感染拡大防止に大きく貢献 感謝状を贈呈

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことを一つの区切りとして、令和5年5月30日、長きにわたり酸性電解水の生成機器を役場に無償で貸与され、新型コロナウイルス感染症対策に貢献された有限会社三昧堂商事 代表取締役 川畑 亘さんに町長から感謝状を贈呈しました。

5類感染症に至るまでの間、多くの町民や事業所が役場や野方支所に酸性電解水を求めて来所され、共有使用部分となるドアノブやテーブルなどに付着したウイルス対策として、ご活用いただきました。

町長は、感謝状贈呈にあたり「当時、未知のウイルスに対して有効なワクチンはなく、マスクや消毒も手に入らない状況の中、川畑様のご厚意は、3年2か月の長きにわたり多くの住民の安心感への一助となり、感染拡大防止に大きく貢献されました。深く感謝を申し上げます」と謝意を述べました。

